

せたがやP a y ポイント月間付与上限を超過した誤付与事案について

1 主旨

せたがやP a yの令和8年3月～5月分ポイント付与の各算出過程において、月間付与上限の判定が正しく行われず、一部ユーザーへ上限を超えたポイントを誤付与していたことが判明したため報告する。

2 誤付与事案の概要（令和8年3～5月）

対象月	3月	4月	5月
還元率	最大 15%	最大 10%	最大 3%
月間上限付与ポイント	10,000 ポイント	10,000 ポイント	1,000 ポイント
影響ユーザー数	3,137	684	4,548※
誤付与ポイント	4,524,508	830,846	1,285,769※
付与日	4月7日（火）	5月12日（火）	6月5日（金）
現時点で回収したポイント	なし	なし	1,164,640※

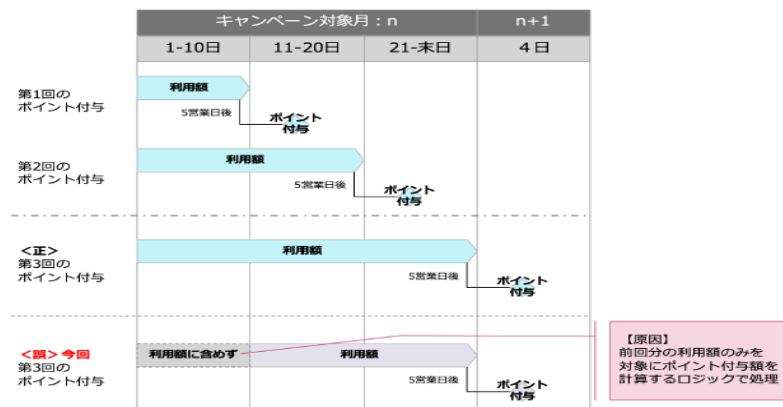
※5月分の回収内訳：回収済1,164,640pt（4,153件）／未回収121,129pt（424件）

付与当日（6月5日夜）に、世田谷区商店街振興組合連合会（以下、「区振連」とする）がせたがや Pay のシステム構築・運用を委託している事業者（株フィノバレー）において誤付与を確認したことから、即時ポイント回収を実施した。

3 現時点で判明している原因

せたがや Pay のポイント付与は、毎月第1回目（1～10日）、第2回目（11～20日）、第3回目（21日～末日）の3回に分けて利用実績の集計及びポイント付与を行っている。対象月の付与ポイントを算出する過程において令和8年3月から、第1回目（1～10日）の利用実績が計算対象から外れ、月間上限額の判定が正しく行われなかった。その原因としては、令和8年2月にせたがやP a yのシステム改修に伴い、その後のポイント付与の作業工程に変更が生じ、新たな作業工程の検証が不十分であったとの報告を区振連から受けている。

<発生事象の概念図>



4 「せたがやP a y 運営体制のあり方等に関する検証委員会」の設置

せたがやP a y の運営主体は区振連であり、せたがやP a y のシステム構築・運用契約は区振連とシステム委託事業者間で締結されている。しかしながら、区は区振連に対し、せたがやP a y のポイント原資や事務経費について補助金を交付しており、補助金交付元としてせたがやP a y が適正に運営されていることの確認・検証は区が担っていくべきものである。区としては、区振連及びシステム委託事業者からも事情を聴取しつつ、6月17日付で区振連から区に宛てて要望書（別紙1）が出されたこと、8月から10%還元キャンペーンを改めて実施する予定であることを踏まえ、区で協議した結果、直ちに6月19日に検証委員会を立ち上げることにした。

【せたがやP a y 運営体制のあり方等に関する検証委員会】

委員長：清水副区長

委員：区顧問弁護士の竹内弁護士他、計4名程度の公認会計士など

事務局：経済産業部商業課

5 今後のスケジュール（予定）

令和8年7月	検証委員会による中間検証を経て、再発防止策の実施 区民生活常任委員会（検証委員会の検証状況や再発防止策等の報告）
8月11日	せたがやP a y 10%還元キャンペーン開始
	適時、検証委員会からの報告を受け、運営体制改善策などを実施

令和8年6月17日

世田谷区長
保坂 展人 様

世田谷区商店街振興組合連合会
理事長 柏 雅康



せたがやP a y 事業に関する要望

日頃より商店街活動に対するご理解ご支援をいただき、心より感謝申し上げます。
当連合会が取り組んでいる表記の事業について、下記のとおり要望いたしますので、ご高配のほどお願い申し上げます。

事業開始から5年が経過し、事業規模が当初の想定を大きく上回るなか、引き続き適法かつ安全に事業を運営していくため、特に次の3点について重点的に取り組む必要があると考えております。

記

1 システム監査の実施（事業システムの検証とセキュリティ監視体制の整備）

当該事業は令和3年2月に開始し、令和8年6月現在で5年を経過しています。令和7年度決算（令和8年3月末時点）では、アプリダウンロード数は約60万件（累計）、年間のコイン売上高は約168億円、事業開始以降現在までの累計利用額は約600億円となっています。

予想を上回る事業の拡大に伴い、引き続き適法かつ安全に事業を運営するため、専門家を登用し、現行システムを客観的に検証・監査する体制を整備する必要があります。当該検証体制の整備について、区の財政支援をご検討ください。

また、近年、全国でデジタル地域通貨を標的とした不正被害が報告されております。現行の監視体制はシステムベンダーに大きく依拠しているため、これを補完するかたちで、外部の専門的なセキュリティ監視サービスによる独立した24時間365日の監視体制を加え、第三者の視点を取り入れた多層的なセキュリティ体制を構築することが望ましいと考えております。当該監視体制の整備に係る費用への財政支援についても、あわせてご検討ください。

2 人員体制の補強（独立した事業運営体制の確立）

当該事業は事務局職員3名で運営管理をしています。事業拡大に伴い、月間平均10億円を上回る収支の会計事務を適正に行うためには、人員を増強し、独立した事業部門を整備する必要があります。また、事業データ・運営仕様・会計処理標準を組織として自律的に保有・管理できる内部体制の強化が不可欠です。

あわせて、限られた人員のもとで会計事務等を適正かつ効率的に処理するため、業務の効率化に資するシステムの導入を検討しております。その導入に係る費用面につきましても、区のご支援をご検討ください。

産業プラザ内における施設の確保、人件費、施設整備費等に加え、自律的な事業管理基盤の整備に係る区の支援をご検討ください。

3 委託契約の点検（外部委託契約の検証）

事業開始以来5年を経過したことに伴い、事業の効率化や危機管理上のリスクへの対応等の観点から、現在の状況を踏まえ、事業の管理運営に関する委託契約について、定期的に点検・確認を行っていくことが必要と考えております。

本件につきましても、財政支援をご検討ください。

区の適切な支援のもと、以上の課題に着実に対処しながら、当該事業の持続可能な運営体制のあり方について、引き続き区と協議したいと考えておりますので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

以上